

埼玉県耳鼻咽喉科医会会則

第1章 総 則

第1条 本会は埼玉県耳鼻咽喉科医会と称し、一般社団法人埼玉県医師会に所属する。

第2条 本会の事務所は一般社団法人埼玉県医師会内に置く。

第2章 構 成

第3条 本会の会員は原則として日本耳鼻咽喉科学会埼玉県地方部会会員かつ埼玉県医師会会員にして耳鼻咽喉科医療に従事する者及び本会が特に入会を認めた者をもって構成する。

第3章 目的及び事業

第4条 本会は日本耳鼻咽喉科学会の目的に沿い、会員相互の親睦・連携及び社会的地位の向上を計るものとする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために必要な諸事業、ならびに埼玉県地方部会より委託を受けた諸事業を行う。

第4章 会 員

第6条 本会に入会を希望する者は入会願に履歴書を付し、会長に申込み役員会の承認を得るものとする。又、本会を退会しようとする者は退会届を会長に提出し役員会の承認を得るものとする。

第7条 本会の名誉を傷つけあるいは本会会員としての義務を著しく怠った者は、理事会の議を経て除名することができる。

第5章 役員、顧問、参与

第8条 本会に次の役員を置き総会において正会員の中より選出する。
但し、会長が必要と認めたときは総会の承認を得て若干名の理事を推挙することができる。
役員選出に関する規定は別に定める。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名（会長、副会長を含む）
監 事	2 名

- 第 9 条 会長は会務を総理し本会を代表し会議の議長となる。
副会長は会長を補佐し会務を分担し、会長事故あるときはその職務を代行する。
理事は会務の審議遂行を補佐し各地区との連繫を保つ。
監事は会務を監査する。
- 第 10 条 役員の任期は 2 年とし留任を妨げない。役員は、その任期満了後でも後任者の就任するまでは、なおその職務を行なう。補欠で就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 第 11 条 役員を補佐するため、必要があるときは幹事を置くことができる。幹事は役員会以外の正会員のうちから会長が任免する。
- 第 12 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
顧問及び参与は総会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

第 6 章 総 会 ・ 理事会

- 第 13 条 総会は定時及び臨時総会とする。
1. 定時総会は毎年 1 回会長がこれを招集する。
 2. 臨時総会は理事会の決議又は正会員 4 分の 1 以上の要求があった場合、理事会の議を経て会長がこれを招集する。
 3. 下記の事項は総会の決議又は承認を得なければならない。
 - 1) 事業計画および収支予算
 - 2) 事業報告および収支決算
 - 3) 会則の変更
 - 4) 会費の賦課並びに分担金に関する件
 - 5) その他理事会で必要と認めた事項
- 第 14 条 議決は出席したすべての正会員の過半数を以てしなければならない。但し、可否同数のときは議長がこれを決する。
会則の変更は、正会員の出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。
- 第 15 条 会長は総会議決を要する事項であつて、臨時急施を要し総会を招集する暇がないと認めるときは、理事会の決議を経てこれを専決処分することができる。この場合会長は、専決処分後総会においてその承認を得なければならない。

第 16 条 理事会は理事を以て構成し会長がこれを招集する。

監事は理事会に出席することができる。

次の事項は理事会の決議を経なければならない。

1. 総会に提出すべき事項
2. 会務執行に関する事項
3. 会長が特に必要と認める事項

第 17 条 会長は必要に応じ顧問及び参与に理事会への出席を依頼し、意見を求めることができる。

第 7 章 会 計

第 18 条 本会の経費は一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会埼玉県地方部会からの委託費、寄付金、及びその他の収入を以て充てる。

第 19 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

附 則 この会則は昭和 49 年 10 月 10 日より施行する。

平成 14 年 6 月 16 日 一部改正

平成 24 年 10 月 14 日 一部改正

平成 27 年 6 月 28 日 一部改正

平成 28 年 9 月 16 日 一部改正

施行細則

(会員規定)

- 1 正会員は原則として一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会埼玉県地方部会に入会し、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会員にならないといけない。
- 2 埼玉県耳鼻咽喉科医会会則施行細則第 1 項以外のもので本会の目的に賛同するものは、会長の推薦により理事会の承認を経て準会員として入会することができる。

(役員選出規定)

- 1 会長の選出は正会員により選出年度の定時総会において行う。
- 2 会長の選出は理事会が運営管理する。
- 3 理事会は会長選出期日の 20 日前までに告示する。

- 4 候補者は会長選出期日の前 10 日正午までに文書を以て理事会に届出でなければならない。
祝日等や公的にやむを得ない場合は、前日とする。
- 5 副会長、理事、監事は、会長がこれを任免する。

(顧問及び参与選考基準)

本会の現職を退いて次の各項に該当する者

- 1 顧 問
 1. 本会の会長に就任した者
 2. 本会の発展に特に功労のあった者
- 2 参 与
 1. 本会の副会長に就任した者
 2. 本会の発展に功労のあった者